

財第 1545 号
平成 22 年 12 月 2 日

各 部 局 長 様

企 画 県 民 部 長

平成 23 年度の予算編成について

本県は、平成 20 年度に県議会の議決を得て新行革プランを策定し、持続可能な行財政構造の確立に向け、改革に取り組んでいます。一方で、県財政に大きく影響する経済・雇用情勢は、我が国経済の先行き不透明感が深まる中、依然として厳しい情勢が続いています。

今回取りまとめた第 2 次新行革プラン（第一次案）において、新たに試算した本県の財政収支見通しでは、経済成長率の伸び悩みや国が策定した中期財政フレームの影響などから収支不足額が、約 1,300 億円拡大すると見込んだところではあります。

このような状況から、平成 23 年度については、第 2 次新行革プラン（第一次案）の基本方向を踏まえ、改革を着実に推進するとともに、元気な兵庫づくりをめざし、経済・雇用対策、県民の安全安心対策、少子化対策、教育対策、環境対策など喫緊の課題にも的確に対応しなければなりません。

各部局におかれては、国の政策動向や地方財政対策に十分に留意のうえ、下記の方針に基づき、施策の選択と集中を徹底し、予算要求するようお願いします。

記

I 本県の財政環境

1 平成 22 年度の財政運営

(本県の経済状況)

本県経済は、鉱工業生産の増加や個人消費の一部に持ち直しの動きが見られるなど、全体として回復しつつあるが、企業別の業況判断では、大企業や中堅企業は比較的良いものの、中小企業では依然厳しい状況にある。

また、雇用状況も持ち直しつつあるものの、有効求人倍率は低調に推移しており、引き続き厳しい状況にある。

(年間の財政運営)

県税収入については、今後の景気動向による減収の懸念はあるものの、調定状況を踏まえると、当初予算計上額は概ね確保できる見込みである。

普通交付税については、当初算定において、当初予算の見込みが確保できたことに加え、国の補正予算に伴う「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の積み増しにより、当初予算計上額を上回る見込みである。

一方、厳しい財政環境にあっても、経済・雇用対策など直面する課題については、国の財源措置を最大限活用し、後年度の財政運営に極力支障が生じないことを基本に補正予算を編成した。今後とも、県民生活の動向を注視し、適時・適切な対応を図っていく。

2 平成 23 年度の財政見通し

(国の財政環境)

我が国経済は、海外経済の改善などを背景に、企業収益の改善が続くなかで、景気が自律的な回復へ向かうことが期待されているものの、海外景気の下振れ懸念や雇用情勢の悪化懸念など、先行きは不透明な状況にある。

一方、地方財政収支の仮試算においては、国の財政運営戦略の中期財政フレームを踏まえ、地方税や地方交付税などを合わせた地方一般財源総額が、平成 22 年度と同額とされている。加えて、財政制度等審議会において、地方財政計画額や地方交付税が過大に措置されているという誤った主張が議論されている。

(本県の財政見通し)

歳入では、一般財源総額が、平成 22 年度の水準に抑制されると見込まれる一方で、歳出では、社会保障経費の自然増が見込まれており、財政状況は、平成 22 年度よりも厳しさを増すものと見込まれる。子ども手当の地方負担など今後の国の予算編成の動向が、本県の財政運営にとって予断を許さない状況にある。

Ⅱ 平成23年度予算編成の基本方針

(基本的な考え方)

厳しい財政環境の中で、限られた財源を有効に活用するため、第2次新行
革プラン（第一次案）の基本方向を踏まえ、国の制度改革や予算編成、地方
財政措置を見極めつつ、施策の「選択と集中」を図り、県民ニーズに的確に
応えることのできる予算を編成する。

[県政の基調]

- ① 危機管理を徹底し、安全安心の基礎を整える
- ② 人口減少社会の元気の源を育てる
- ③ 地域が、地域らしい活力を発揮できる社会をつくる
- ④ 兵庫が自立し、新時代を先導する枠組みを築く

[重点施策]

- ① 危機管理を徹底し、セーフティネットで支える安全安心
- ② 誰もが個性を発揮し、質の高い生活ができる生活先進
- ③ 人と自然が共生し、地域から地球を守る環境優先
- ④ ものづくり力の集積を生かし、強い農を育てる産業立県
- ⑤ 多彩な資源を生かし、地域と地域をつなぐ交流促進
- ⑥ 地域が活力を発揮し、分権時代を先取りする自立共生

[行財政構造改革の視点]

- ① 時代の変化への的確な対応
- ② 国と地方、県と市町の新たな関係の構築
- ③ 参画と協働のさらなる推進
- ④ 効率的な県政運営の推進
- ⑤ 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化
- ⑥ 「つくる」から「つかう」
- ⑦ 自主財源の確保
- ⑧ 県民意向の的確な把握
- ⑨ 庁内自治の推進
- ⑩ 改革の絶えざる検証とフォローアップ

Ⅲ 予算要求基準

第2次新行革プラン（第一次案）で試算した平成30年度までの財政フレームに基づき、平成23年度の予算要求枠を次のとおり設定する。

なお、国における制度改正や事業の見直しについては、その動向を十分見極め、適切に要求に反映させることとするが、要求時点で詳細が不明なものについては、予算編成過程で対応する。

[予算要求枠]

- 1 一般事業枠 平成22年度当初予算充当一般財源額の90%の範囲内
- 2 新規事業枠 30億円
- 3 個別事業枠 第2次新行革プラン（第一次案）を踏まえた所要額
（対象経費）
第2次新行革プラン（第一次案）に個別に掲げる事務事業、特別会計等への繰出金、全額国庫・特定財源事業、その他指定事業
- 4 その他事業 所要額
（対象経費）
人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく義務的経費
- 5 投資事業枠
 - (1) 公共事業、国直轄事業、その他の国庫補助事業
第2次新行革プラン（第一次案）における投資フレームの範囲内
 - (2) 県単独事業
第2次新行革プラン（第一次案）における投資フレームの範囲内
 - (3) 災害復旧事業
所要額
- 6 台風第9号等災害対策に係る復旧及び関連事業
所要額

IV 各分野における基本的な留意事項

1 行財政全般にわたる改革の推進

事務事業、投資事業、組織・定員、公的施設、試験研究機関、公社等行財政全般にわたって、第2次新行革プラン（第一次案）の基本方向を踏まえ、ゼロベースでの評価・点検、見直しを進め、改革を着実に実行すること。

(1) 事務事業

事業の必要性、県と市町・民間との役割、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点から見直しを行うなかで、各施策の優先度を見極め、選択と集中を徹底し、少子高齢社会や人口減少社会の到来、地域主権改革や市町合併の進展など、時代の変化に的確に対応する施策展開を図ること。

また、県民の多様な参画と協働の取り組みを推進するとともに、民間活力の活用等により、業務執行方法の一層の簡素化、効率化を図ること。

① 政策的経費

ア 継続事業

時代の変化を的確にとらえ「選択と集中」を徹底し、地方財政措置や他府県の実施水準、国制度の動向等を踏まえ、施策の水準の見直し、受益と負担の適正化、県と市町・民間との役割分担等の観点から見直しを進めること。

(見直しの視点)

- 1 地方財政措置を上回って本県独自に措置している事業について、その必要性が低下している場合は、地方財政措置の水準まで本県事業水準を抑制
- 2 他の地方公共団体の事業実施水準と比べ、著しく均衡を逸している事業について、他団体の水準まで縮小
- 3 国制度の充実に伴い本県の独自措置の必要性が低下した事業について、本県の独自措置の水準を縮小
- 4 特定の個人に対する給付等について、関連制度等との均衡を考慮し、給付対象者を見直すとともに給付と負担を適正化
- 5 県民を対象とした講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負担が不均衡となっているものについて、受益者負担を適正化
- 6 福利厚生団体に対する補助について、他府県の実施状況を踏まえ廃止
- 7 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動分野の拡大を踏まえ、県主催の大会、フォーラムなど、民間の自主的、主体的な活動に委ねるべき事業は廃

止・縮小するとともに、多様な分野において参画と協働の取組みを推進

8 大学、大学附置研究所及び試験研究機関の試験研究費について、受託研究等の積極的獲得により研究費総額を確保

9 市町に対する補助金の見直し

① 市町に対する地方財政措置の充実が図られた事業に対する補助金について、補助対象、補助率等を見直し

② 市町に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は縮小

③ 中核市、特例市などの市町の機能強化に伴い、補助対象市町を見直し

④ 市町に対する補助・交付金のうち、事務費にかかる補助単価について、県の一般事務費の削減に準じて10%削減を要請

10 各種団体に対する補助金の見直し

① 先導性の低下、所期の目的達成、国の制度改正等による代替措置が講じられたものについて、廃止又は補助率、補助単価等を見直し

② 団体への事業費補助、運営費補助（事務費委託）のうち、一般事務費相当額について、県の一般事務費の削減に準じて10%削減を要請

11 法令外分担金の見直し

公益法人や任意団体に対する法令外分担金については、原則拠出しない。やむを得ず拠出する場合でも、団体の業務の見直しや事務処理体制の効率化等の要請を行い、その適正化に努める。

イ 新規事業

限られた財源を、真に兵庫の課題に対応した施策に重点化すること。あわせて、効率的な執行方法のあり方についても十分な検討を行うこと。

② 施設等維持費

ア 庁舎、公的施設等の施設維持費

複数業務一括契約、長期継続契約の導入などの契約の工夫、保守点検、清掃、警備等の委託契約仕様の見直しなど、施設維持費の抑制に向け見直しを進めること。

また、都市公園については、第2次新行革プラン（第一次案）の基本方向を踏まえ、管理水準を見直すこと。

イ 庁内情報システム

特定業者に依存しない標準化システムの導入、システムの統合・連携、業務の見直しなど業務・システムの一体的な見直しを進めること。

③ 事務的経費等

事務改革等推進本部において取り組んでいる①ICTの活用による事務執行の簡素化・効率化など仕事の進め方の見直しやコストの縮減、②事務事業の統合・廃止など仕事量の縮減、③事務的経費の節約など、経費節約・事務改善について、予算に反映させること。

④ 事務事業数

新行革プラン3年目の総点検を踏まえ、①行財政全般にわたるゼロベースからの見直しと「選択と集中」の徹底、②組織改革、事務事業の見直し、業務執行方法の改善等による定員削減を着実に推進するため、事務事業の廃止・統合を行い、事務事業数を平成22年度事業数から、5%以上削減すること。

⑤ 事務事業評価調書

事務事業の点検・見直しを進めるため、事業費5百万円以上の政策的事業については、評価調書を作成し評価を行うこと。

(2) 投資事業

投資規模を、地方財政計画を基準とした事業費総額へ見直すことを踏まえ、既存の整備計画の検証を行いつつ、県民生活の安全と安心の確保、多彩な交流の促進、少子高齢化や老朽化する既存ストックへの対応など、県民生活に密接に関連する社会基盤整備に重点化すること。

その際、「つくる」から「つかう」の視点を基本に、既存ストックの有効活用を図るとともに、事業評価を厳格に行うこと。

(3) 組織・定員

① 組織

県政課題への的確な対応を基本に、社会経済情勢や国の政策動向等も留意しつつ、第2次新行革プラン（第一次案）の基本方向を踏まえ、効率的な県政運営の推進という改革の視点から、簡素で効率的な組織整備に努めること。

また、各種の本部体制については、直面する課題や危機管理に対応するものに限定するとともに、附属機関等の新設の抑制、統廃合の推進、運営の合理化を図ること。

ア 本庁組織

県民の多様なニーズの把握、政策課題への総合的かつ機動的な対応、事務の執行や手続きなど仕事の進め方の見直しを踏まえ、局、課、係の統合再編に引き続き取り組むこと。

イ 地方機関

業務の専門性・機動性を図り、地域課題への的確な対応や効率的・効果的な県民サービスの提供ができるよう引き続き執行体制の見直しを図ること。

ウ 臨時的・時限的な組織

臨時的、時限的な行政課題に対応する組織を設置する場合は、期間を限って設置する組織（タスクフォース）とすること。また、期限が到来したタスクフォースについては、原則廃止すること。

エ 公社等

別記「(6)公社等」に基づき取り組むこと。

② 定員

新行革プランで掲げる平成 20 年度から平成 30 年度までの間に、一般行政部門の職員数を概ね 3 割削減する方針については、第 2 次新行革プラン（第一次案）においても、継続する予定である。

この中で、平成 23 年度から平成 25 年度までの中期 3 年間については、削減総数の 1/2 となる概ね 1.5 割の削減に取り組んできた前期 3 年間の削減実績を踏まえ、残る 1.5 割のうち、概ね 1 割の削減を行うこととしている。

23 年度についても、採用数を必要最小限の数にとどめていることから、引き続き厳しい見直しを行っていく必要がある。このため、次の視点を踏まえ、徹底した定員削減を進めること。

ア 上記記載の徹底した組織の見直し

イ 事務事業の徹底した廃止・縮小・整理及び業務執行方法の抜本的見直し

ウ 内部事務の執行や決裁手続きなど仕事の進め方の改善

- エ 外郭団体への派遣職員の見直し
- オ 各種団体、NPO、NGO等との協働及び民間委託の推進
- カ 市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務の共同処理の推進
- キ 本庁から地方機関への権限移譲、地方機関の権限の本庁への集約など、本庁・地方機関の役割分担の見直しによる事務の効率化
- ク 公的施設の管理運営の効率化、公募による指定管理者の選定の推進
- ケ 試験研究機関の研究課題の厳選による業務縮減、執行体制の効率化
- コ 技術職の事務職分野への配置等、弾力的・効率的な人員配置
- サ 現職職員に替えたOB職員の活用による業務執行体制の効率化
特に、OB職員については、技術やノウハウの継承と効率的な業務執行体制の確立の観点から、再任用（特に短時間勤務）、非常勤嘱託員等による積極的な活用を図ること。
新規の事業について、例外的に、やむを得ず増員が必要とされる場合においても、事務執行方法の工夫等について徹底した検討を行い、その上で必要なもののみ限定すること。その場合でも、原則として、各部局内でスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、再配置により対応すること。

(4) 公的施設

① 施設の廃止等

ア 廃止することとする施設

第2次新行革プラン（第一次案）において、廃止することとする施設については、廃止に向けて手続きを進めること。

- ・ 但馬全天候運動場（所在地：養父市）
- ・ 神陵台緑地（所在地：神戸市）
- ・ 明石西公園（所在地：神戸市、明石市）
- ・ 西武庫公園（所在地：尼崎市）
- ・ 北播磨余暇村公園（所在地：多可町）
- ・ 東はりま日時計の丘公園（所在地：西脇市）

- ・笠形山自然公園センター（所在地：多可町）
- ・産業会館（所在地：神戸市）

イ 市町への移譲

廃止することとする施設のなかで、市町からの希望があった施設については、関係機関との協議・調整を進め、早期に移譲を行うこと。

② 指定管理者制度の推進

サービス水準の向上とコスト縮減を図るため、直営施設への指定管理者制度の導入を促進すること。また、民間事業者のノウハウを活用するため、公募による指定管理者の選定を行うなど、効率的で質の高い施設運営を図ること。

③ 運営の合理化・効率化

施設の人件費、運営費に加え、整備費を含めたトータルコスト分析や利用状況などを勘案して行う施設の管理運営評価に基づき、業務委託の見直し、経費の削減など運営の合理化・効率化を図ること。

(5) 試験研究機関

- ① 大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図ること。
- ② 限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、組織の機能再編や外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制とすること。
- ③ 外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの充実など、効率的・効果的な経営手法の拡充を図ること。

(6) 公社等

第2次新行革プラン（第一次案）の基本方向や公社等経営評価委員会の提言等も踏まえながら、公社等のあり方の検証、担うべき行政サービスや事業の見直しなどさらなる改革を進めること。

また、運営の効率化や経営改善を徹底するとともに、運営の透明性の向

上を図ること。

① 事業や体制の抜本的な見直し

団体が担っている県の事業等を見直すとともに、事業執行の効率化やOB職員の活用により県の財政支出及び派遣職員の削減を図ること。

ア 事業執行体制等の見直し

- ・(財)兵庫県生きがい創造協会

生涯学習等の一体的な推進を図るため、県で直営している県立文化会館等について同協会指定管理を行うこと。また県民ニーズに対応するため、いなみ野学園における講座の統合などの見直しを行うこと。

- ・(財)兵庫県園芸・公園協会

県立都市公園の管理水準の見直し等に対応するため、施設管理の合理化・効率化を徹底すること。

イ 事務事業の見直し

新行革プランで掲げる平成30年度までの間に、公社に対する県の一般財源支出を平成19年度水準の約35%縮減していく方針については、第2次新行革プラン(第一次案)においても、継続することとしている。加えて、平成23年度については、県の一般事務費を10%削減することとしていることから、公社等の自主事業に係る一般事務費相当額についても、同様の要請を行うこと。

県からの委託事業や補助事業も含めた全ての事業について、県民ニーズや民間との役割分担を踏まえた必要性を検証し、すでに役割を終えた事業等は廃止、見直しを行うこと。

ウ 組織・人員体制の見直し

第2次新行革プラン(第一次案)の下記方針を踏まえ、事務事業の見直し、事務執行の効率化、OB職員の活用等を図ることにより組織・人員体制を見直すこと。

- ・県派遣職員：改革期間の中期3年間(H23~25)において、概ね8%削減
- ・プロパー職員：県の一般行政部門に準じ、改革期間中の中期3年間(H23~25)において、概ね8%削減

エ 給与の見直し

役員報酬や職員給与については、県に準じた見直しを行うことを基本に、引き続き見直しを図ること。特に、収益部門等については、独立採算性を確保する観点からの見直しを検討すること。

(7) 公営企業

① 企業庁

「企業庁経営ビジョン」の具体的行動計画である「総合経営計画」の後期計画(平成 20～25 年度)にもとづき、改革の取組を着実に推進すること。

ア 地域整備事業

平成 30 年度末分譲進捗率約 90%を目指し、土地需要の動向を的確に把握しながら分譲戦略を策定し、地区ごとの付加価値・魅力の向上や効果的な P R 活動を通じて、積極的な企業誘致、分譲促進に努めること。

また、新規開発の抑制、事業進度の調整及び工事コストの縮減等費用の抑制により経営の健全性を確保すること。

イ 水道用水供給事業・工業用水道事業

料金収入の確保、工事コスト縮減等費用の抑制により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、経営の健全性を維持すること。

② 病院局

「県立病院改革プラン」(平成 21～25 年度)にもとづき、改革の取組を着実に推進すること。

ア 自立した経営の確保

平成 23 年度以降も病院事業全体として黒字を確保するため、医師確保に全力を挙げるとともに、より一層の収益の確保、費用の抑制を行うなど、経営改革を推進すること。

イ 建替の計画的な推進

病院の建替については、経営状況に十分留意しながら、計画的に進めること。

ウ 運営体制・基盤の確立

統合再編、連携強化による診療機能の効率化に取り組むとともに、医療サービスの水準の維持に配慮しつつ、運営の一層の効率化を図るため、定員・給与の見直しを進めるなど、職員給与費の抑制に努めること。

また、自立した経営基盤の下でより良質な医療を継続して提供するため、当面は、地方公営企業法の全部適用を維持しつつ、地方独立行政法人など病院事業に相応しい経営形態のあり方を検討すること。

2 歳入の確保

(1) 県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。

また、個人県民税等整理回収チームの活用や特別徴収の徹底による個人県民税の徴収強化をはじめ、不正軽油対策の一層の推進、搜索やタイヤロック装置等による差押の強化、インターネット公売等による効率的な滞納整理など、徴収方法や徴収体制の充実・強化を図ること。

(2) 地方交付税、地方譲与税

地方財政計画を適切に踏まえるとともに、特に、普通交付税については、国の指示伸び等を十分踏まえ、的確に見積ること。

(3) 国庫支出金

漫然と受け入れるのではなく、事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に検証し、厳正に取捨選択を行うこと。

また、一括交付金制度の創設等、国の動向を十分に見極め、適切に予算に反映すること。

なお、地方に超過負担が生じている場合や、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないように、国に対し要請を行うこと。

(4) 県債

原則として、行革フレームに基づく発行額に止めるとともに、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な起債の活用を図るなど、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めること。

発行にあたっては、発行年限の多様化、投資家の需要に対応した弾力的な発行、発行コスト抑制のための競争原理の導入など有利な条件での発行に努めること。また、地元金融機関の運用ニーズを踏まえた銀行等引受債の発行を促進すること。

さらに、兵庫県県債の市場評価を高めるためのIR活動に努めること。

(5) 使用料・手数料

県民の利便性の向上と利用の促進、施設の有効活用を図る点から、料金体系の見直しを図るとともに、県民負担の公平性の確保や、他の類似施設との均衡、国の動向等も勘案して、その適正化に努めること。

特定の者に受益が発生しているにも関わらず使用料・手数料が設定されていない場合は、新たな使用料・手数料の設定を検討すること。

(6) 財産収入等

未利用の財産及び施設の統廃合によって生じる遊休資産等については、22年度に策定する県有財産利活用計画に基づき、積極的に売却すること。

また、ネーミングライツの設定や広告掲載、自動販売機設置の公募など、施設の維持運営のための財源確保に努めること。

なお、ネーミングライツや広告掲載等に伴う増収入の一部については、予算要求枠に加算する。

3 県民局予算

県民局予算については、「予算措置要求事業」、「地域戦略推進費」により対応すること。

(1) 予算措置要求事業

- ① 全県的な課題に対応するための新たな施策、事業
- ② 全県的な課題に対応するために、当該課題に関連する既存事業を廃止、組み替えて実施すべきと考えられる事業
- ③ 本庁の既存事業のうち、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まると考えられる事業

(2) 地域戦略推進費

地域固有の課題を解決するために県民局が実施する事業
事業の実施にあたっては、市町・民間との役割分担等を十分踏まえる
こと。

4 その他

(1) 予算節約インセンティブ制度の推進

予算の使い切り意識を是正し、予算執行段階での工夫改善により経費
節約の取組を進めるため、節約額(一般財源ベース)の全額を、翌年度の予
算要求枠に加算する。

(2) 情報システム関係

情報システム関係の構築費・保守料等については、予め情報政策課で
の経費の精査を経た上で提出すること。

V 提出期限

別途通知する日